議案第94号

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により、議決を求める。

令和２年12月４日提出

多可町長　吉　田　一　四

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日

条例第　　号

多可町営住宅管理条例（平成17年多可町条例第180号）の一部を次のように改正する。

第69条第１項中「２年」を「３年」に改め、同条第２項中「使用の資格及び手続」を「使用の資格、手続及び修繕費用の負担」に改め、同条第４項中「第35条」を「第26条及び第28条から第35条」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

多可町営住宅管理条例の新旧対照表

現　　行	改　　正
（町営住宅の目的外使用） **第69条**　町長は、町営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であって、使用を希望する者（現に同居し、又は同居をしようとする親族を含む。以下同じ。）が、Ｕターン、Ｉターン等（定住することを目的として町に転入することをいう。）をしようとする者であるときは、あらかじめ、２年を超えない範囲内において規則で定める期間を限って町営住宅の使用を許可することができる。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する国土交通大臣による処分の承認を受けた町営住宅に限る。 ２　前項の規定による使用の資格及び手続は、規則で定める。 ３　（略） ４　目的外使用者による町営住宅の使用については、第23条から第35条まで、第43条及び第50条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居」とあるのは「使用」と、「入居者」とあるのは「目的外使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第23条中「入居者から第12条第４項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日（第39条第１項又は第46条第１項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、」とあるのは「使用開始可能日から当該目的外使用者が町営住宅を明け渡した日、」と、「に入居」とあるのは「を使用」と、第43条第１項中「各号のいずれか」とあるのは「第２号から第11号まで」と読み替えるものとする。	（町営住宅の目的外使用） **第69条**　町長は、町営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であって、使用を希望する者（現に同居し、又は同居をしようとする親族を含む。以下同じ。）が、Ｕターン、Ｉターン等（定住することを目的として町に転入することをいう。）をしようとする者であるときは、あらかじめ、３年を超えない範囲内において規則で定める期間を限って町営住宅の使用を許可することができる。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する国土交通大臣による処分の承認を受けた町営住宅に限る。 ２　前項の規定による使用の資格、手続及び修繕費用の負担は、規則で定める。 ３　（略） ４　目的外使用者による町営住宅の使用については、第23条から第26条及び第28条から第35条まで、第43条及び第50条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居」とあるのは「使用」と、「入居者」とあるのは「目的外使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第23条中「入居者から第12条第４項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日（第39条第１項又は第46条第１項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、」とあるのは「使用開始可能日から当該目的外使用者が町営住宅を明け渡した日、」と、「に入居」とあるのは「を使用」と、第43条第１項中「各号のいずれか」とあるのは「第２号から第11号まで」と読み替えるものとする。